

○教育長の臨時代理による事務の承認について（議案第30号～32号）

横須賀市立学校（小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校）の管理運営に関する規則
中改正 【教育指導課】

1 改正内容

令和2年度について、横須賀市立学校（幼稚園を除く、小学校及び中学校、横須賀総合高等学校並びにろう学校【幼稚部を除く】及び養護学校）（以下、「市立学校」という。）の夏季休業日を短縮するため、市立学校の管理運営に関する規則を改正します。

2 改正する理由

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、市立学校においては、令和2年3月3日から令和2年5月31日までを臨時休業（卒業式及び入学式等を除く。）とし、令和2年6月1日から学校を再開することになりました。

また、市立学校の授業については、学校再開後も令和2年6月30日までは段階的な再開とすることとしております。

ついては、令和2年度の市立学校の授業日数を確保するため、夏季休業日を12日間（通常は38日間）に短縮します。

3 改正する規則及び条項

- (1) 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年6月1日教育委員会規則第8号）中附則に第3項を加える。（以下、「小中条項」という。）
- (2) 横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年6月1日教育委員会規則第10号）中附則に第6項を加える。（以下、「高校条項」という。）
- (3) 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則（平成12年6月1日教育委員会規則第9号）中附則に第4項を加える。（以下、「特学条項」という。）

4 条文関係

- (1) 小中条項（議案第30号）

（令和2年度の休業日の特例）

3 令和2年度の学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。

- (2) 高校条項（議案第31号）

（令和2年度の休業日の特例）

6 令和2年度の高等学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。

- (3) 特学条項（議案第32号）

（令和2年度の休業日の特例）

4 令和2年度の学校における休業日に関する第9条の規定の適用については、同条後段中「第12条第3項第4号」とあるのは「第3条第1項第3号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」と、同規則第12条第3項第4号」とする。

- (4) 施行期日 公布の日から施行する。（令和2年6月1日）